

令和2年4月9日
総務部営繕課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応に伴う総合評価落札方式(簡易評価型)におけるCPD評価の適用時期の延期について

「鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領及び総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドラインの一部改正について」(令和2年3月24日付け第201900334659号鳥取県総務部営繕課長通知)では、令和2年4月1日以降に調達公告をする下記の建設工事から、総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者の評価として、CPD単位数を採点項目に適用することとしていました。

しかし、本年度当初より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴うCPD加点対象講習会の中止が相次いでいる状況を踏まえ、別添のとおり適用時期を令和3年4月1日以降に延期いたします。

記

1 対象となる建設工事

建築一般、電気及び管工事の A 級対象工事のうち、配置技術者の専任を要する工事(建築:7,000万円、電気・管工事:3,500万円以上)を対象(塗装工事は対象外)